

犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況(高・地・簡裁総数)

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 (注)4	総数	
		高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	
付 添 い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	86	79	102	136	121	116	112	141	128	78	1,099	
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	32	44	52	39	46	41	76	79	71	84	564	
遮 へ い	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,007	1,094	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	14,214	
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	71	105	123	125	140	151	198	214	209	194	1,530	
ビ デ オ リ ン ク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	202	235	261	242	288	278	299	290	303	225	2,623	
	うち 遮へいの措置が採られた証人の数	179	216	237	219	264	265	282	277	288	214	2,441	
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	4	8	35	42	52	51	46	65	47	67	417	
	記録媒体がその一部とされた調書が取り調べられた数	-	-	2	1	-	1	1	2	-	-	7	
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	4	11	20	16	21	10	8	10	6	6	112	
	うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数	4	10	17	15	21	10	8	8	6	6	105	
情 報 保 護	被 害 者 秘 匿	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	2,490	3,849	3,854	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	37,573
		刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	30	90	55	62	64	84	77	42	50	11	565
		被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	9	1	17	13	8	16	5	4	7	3	83
	証 人 等 秘 匿	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数									4	116	120
		刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数									-	3	3
		証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数									-	-	-
	裁 定 請 求	刑訴法第299条の5第1項の取消決定をした証人等の数									-	3	3
		うち 刑訴法第299条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数									-	1	1
		刑訴法第299条の5第1項の請求を却下した証人等の数									-	-	-
意 見 陳 述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	11,477	
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	339	490	557	561	517	572	495	615	616	526	5,288	
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	6	10	8	14	19	17	21	17	28	45	185	
被 害 者 等 閱 覧 謄 写	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	13,416	
	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数	12	15	22	13	22	21	12	28	9	6	160	
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	24	35	50	33	45	18	89	38	44	16	392	
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数	2	1	7	6	1	1	4	1	5	2	30	
弁 護 人 等 閱 覧 謄 写	刑訴法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数									-	2	2	
	刑訴法第299条の6第2項の閲覧謄写の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数									-	-	-	
	うち 閲覧謄写の禁止の対象となった証人等の数									-	-	-	
	刑訴法第299条の6第3項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数									-	-	-	
和 解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	35	46	34	30	38	29	20	17	23	26	298	
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
合 計		6,430	8,572	8,832	8,937	9,898	9,874	9,761	9,544	9,769	8,128	89,745	

(注) 1 当刑事局への個別報告による延べ数であり、概数である。

2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第13条1項又は2項」から「犯罪被害者保護法第19条1項又は2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。

3 「証人等秘匿」、「裁定請求」及び「弁護士等閲覧謄写」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

4 「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク」、「被害者秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧謄写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされ平成29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。)。この計上基準日の変更により、平成29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。